

会津若松地方広域市町村圏整備組合有機性廃棄物リサイクル推進施設
(し尿処理施設) 整備・運営事業に係る低入札価格調査取扱要領

(平成29年8月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第2項の規定による契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合における落札者の決定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 この要領は、総合評価方式制限付一般競争入札により、会津若松地方広域市町村圏整備組合有機性廃棄物リサイクル推進施設(し尿処理施設)整備運営事業(以下、「整備運営事業」という。)について請負契約を締結しようとする場合において適用する。

(調査基準価格)

第3条 契約権者(会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則(平成20年会広整組規則第4号)第2条第10号に定めるものをいう。)は、前条に規定する整備運営事業に係る請負契約を総合評価方式制限付一般競争入札に付そうとするときは、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を定めるものとする。

2 前項の調査基準価格は、予定価格算出の基礎とした仕様書、設計図書等に基づき、予定価格に10分の7から10分の9までを乗じた額の範囲内で定めるものとする。

(失格基準価格)

第4条 契約権者は、入札金額(入札書記載金額に消費税相当額を加えた額をいう。以下同じ。)が調査基準価格を下回る額での入札があった場合には、当該調査基準価格を下回る額で入札を行った者のうち、第8条の調査を行わず、当該入札者を落札者とししないものとする基準の価格(以下「失格基準価格」という。)を定めるものとする。

2 失格基準価格の算定方法については別に定める。

(調査基準価格算定基礎数値等の公表)

第5条 契約権者は、調査基準価格の算定の基礎となる数値並びに調査基準価格及び失格基準価格の算定方法(次項において「調査基準価格算定基礎数値等」という。)について、総合評価方式制限付一般競争入札に付す場合には入札公告日から公表する。

2 公表は、財務規則第115条に基づく公告に調査基準価格算定基礎数値等を記載し、会津若松地方広域市町村圏整備組合公告式条例(昭和47年会広整組条例第2号)第2条第2項に規定する掲示場へ掲示する方法により行うものとする。

3 契約権者は、調査基準価格及び失格基準価格の額を入札執行日の翌日から公表するものとする。

(総合評価方式による総合評定値の算定)

第6条 落札者の決定に当たっては、落札者選定基準に基づき、技術提案書及び入札価格(入札書記載金額をいう。以下同じ。)を定量化審査により得点化することにより、総合評定値を算定し、総合評定値の最も高い者を最優秀提案者とする。

2 前項の落札者選定基準については、別に定める。

(調査基準価格を下回る価格による入札)

第7条 契約権者は、競争入札の結果、前条の規定による最優秀提案者の入札金額（予定価格の制限の範囲内であり、失格基準価格以上の価格のものに限る。以下、「最優秀提案者の低入札価格」という。）が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該入札価格の入札をした者（入札参加資格を有していると認められる者に限る。以下、「最優秀提案者である低価格入札者」という。）により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査を実施し、これを判断するものとする。

(調査の実施)

第8条 契約権者は、前条に定める調査を行うに当たり、整備運営事業低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、当該整備運営事業を行うに当たって当該入札者が予定している労務・資材等の量及びそれらの調達等に関する事項とその適否、特別な理由により市場価格より低い価格で労務・資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否並びにその他必要と認められる事項について調査を行わせるものとする。

(調査委員会の組織)

第9条 調査委員会は、事務局次長（事務局次長が置かれていない場合においては総務課長）を長とし、次の表に規定する者で構成するものとする。

所 管	構 成 員
事務局	環境センター所長、施設整備室長、施設整備係長、施設整備担当者

2 事務局次長（事務局次長が置かれていない場合においては総務課長）は、必要に応じて、構成員以外の者に調査を依頼し、意見を求めることができる。

(落札者の決定)

第10条 契約権者は、調査の結果を踏まえ、当該最優秀提案者の低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、当該最優秀提案者である低価格入札者を落札者と決定し、そのおそれがあると認めるときは、落札者とししないものとする。

2 前項の規定により最優秀提案者である低価格入札者を落札者とししない場合において、第6条の規定による総合評価値が最優秀提案者である低価格入札者に次いで高い得点であった者の予定価格の制限の範囲内の入札金額（以下、「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、契約権者は、当該次順位価格の入札者（入札参加資格を有していると認められる者に限る。）を落札者と決定するものとする。

3 前項に規定する場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る入札であったときには、当該次順位価格につき第7条から前条まで及び前2項の規定を準用する。

(調査結果の概要の公表)

第11条 環境センター所長は、落札決定後、遅滞なく調査結果の概要を公表するものとする。

ただし、公表することにより調査対象者に著しい不利益を与える内容又は契約の履行及び他の競争入札の執行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、この限りではない。

2 公表の方法は、環境センターにおいて公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

3 公表期間は、契約締結日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。